奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長　濵　上　和　康

奈良県教育委員会規則第七号

奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中「教諭、養護教諭」を「主幹教諭、教諭、養護教諭」に改める。

附　則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。